

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

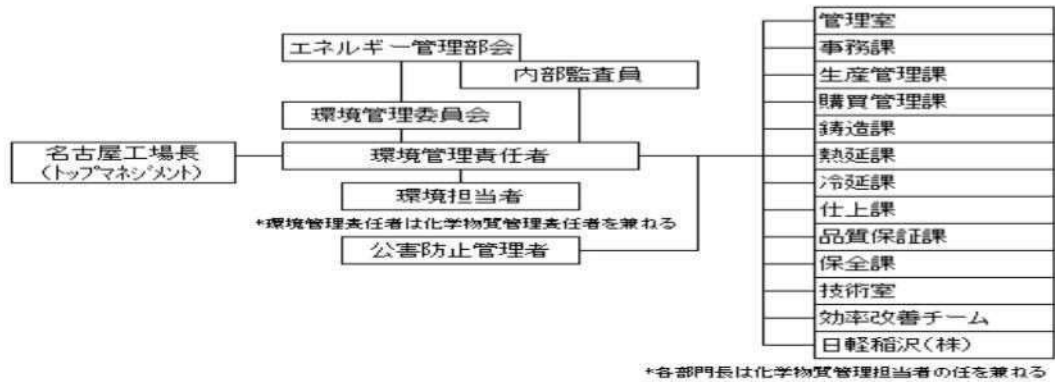
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書																																				
平成 30 年 6 月 6 日																																				
愛 知 県 知 事 殿																																				
東京都品川区東品川2丁目2番20号 日本軽金属株式会社																																				
代表取締役社長 岡本 一郎																																				
提出者 日本軽金属株式会社名古屋工場																																				
住 所 愛知県稲沢市小池 1 丁目 11-1																																				
氏 名 工場長 田島 靖史																																				
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）																																				
電話番号 0587 - 21 - 1111																																				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																																				
事業場の名 称	日本軽金属株式会社 名古屋工場																																			
事業場の所在 地	愛知県稲沢市小池1丁目11-1																																			
計画期 間	平成30年4月1日～平成31年3月31日																																			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																																				
①事業の種 類	23（非鉄金属製造業）																																			
②事業の規 模	事業所の製造品出荷額【前年度】 4 , 1 2 8 , 4 3 3万円																																			
③従業員 数	5 8 4人																																			
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><th>種類</th><th colspan="2">工場内</th><th colspan="2">委託</th></tr><tr><td></td><th>(発生工程)</th><th>(発生物)</th><th>(中間処理)</th><th>(最終処分)</th></tr><tr><td>感染性廃棄物</td><td>→ 健康診断</td><td>医療廃棄物</td><td>→ 焼却</td><td>→ 熔融スラグ</td></tr><tr><td>強酸・強アルカリ</td><td>→ 洗浄</td><td>スラッジ・廃液</td><td>→ 中和</td><td>→ 焼却・焼成・埋立</td></tr><tr><td>(ばいじん(有害))</td><td>→ 铸造</td><td>(ばいじん)</td><td>→ なし</td><td>→ 埋立</td></tr><tr><td>汚泥(有害)</td><td>→ 焼入れ</td><td>硝石くず</td><td>→ なし</td><td>→ 埋立</td></tr><tr><td>PCB汚染物</td><td>→ 変台</td><td>廃PCB汚染機器</td><td>→ 焼却</td><td>→ 熔融スラグ・金属類</td></tr></table>	種類	工場内		委託			(発生工程)	(発生物)	(中間処理)	(最終処分)	感染性廃棄物	→ 健康診断	医療廃棄物	→ 焼却	→ 熔融スラグ	強酸・強アルカリ	→ 洗浄	スラッジ・廃液	→ 中和	→ 焼却・焼成・埋立	(ばいじん(有害))	→ 铸造	(ばいじん)	→ なし	→ 埋立	汚泥(有害)	→ 焼入れ	硝石くず	→ なし	→ 埋立	PCB汚染物	→ 変台	廃PCB汚染機器	→ 焼却	→ 熔融スラグ・金属類
種類	工場内		委託																																	
	(発生工程)	(発生物)	(中間処理)	(最終処分)																																
感染性廃棄物	→ 健康診断	医療廃棄物	→ 焼却	→ 熔融スラグ																																
強酸・強アルカリ	→ 洗浄	スラッジ・廃液	→ 中和	→ 焼却・焼成・埋立																																
(ばいじん(有害))	→ 铸造	(ばいじん)	→ なし	→ 埋立																																
汚泥(有害)	→ 焼入れ	硝石くず	→ なし	→ 埋立																																
PCB汚染物	→ 変台	廃PCB汚染機器	→ 焼却	→ 熔融スラグ・金属類																																

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強酸・ 強アルカリ	ばいじん (有害)	汚泥 (有害)	PCB 汚染 物
	排出 量	0.008t	32.68 t	8.17t	10.25t	49.65 t
	(これまでに実施した取組) ・ 保守、品質維持目的による突発事例発生し、強酸・強アルカリ、汚泥（有害）の排出量が増加した。 ・ PCB 含有機器の調査処分をすすめている。 保管していた廃 PCB 機器をまとめて処分したため PCB 汚染物量が急増。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強酸・ 強アルカリ	ばいじん (有害)	汚泥 (有害)	PCB 汚染 物
	排出 量	0.008t	10.00 t	8.00t	0t	3.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 日常点検など活用し、急な大量廃棄物の排出量なきよう平準化に努める。 ・ PCB 含有機器の調査処分継続する。					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物が発生した場合は、専用の容器にて保管する。 ・ PCB 汚染物が発生した場合は、室内専用場所に保管する。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 感染性廃棄物は、専用の容器保管し、他へ廃棄しない(継続)。 ・ PCB 汚染物が発生した場合は、速やかに処分をすすめる。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度(平成 29 年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸・ 強アルカリ				
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	1t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 廃酸、廃アルカリは、PH 調整・中和処理に再利用に努めている。					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸・ 強アルカリ				
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	3t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃酸、廃アルカリは、PH 調整・中和処理に再利用に努める(継続)。					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度(平成 29 年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	なし
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	

		(これまでに実施した取組)
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	なし
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別 管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	なし
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	なし
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	（今後実施する予定の取組）	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（平成 29 年度）実績】	

		特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強酸・ 強アルカリ	ばいじん (有 害)	汚泥 (有害)	PCB 汚染 物
		全処理委託 量	0.008t	32.68t	8.17 t	10.25t	49.65 t
		優良認定処理業者への 処理委託 量	0.008t	24.17t	8.17 t	10.25t	0 t
		再生利用業者への 処理委託 量	0.008t	0t	0 t	0t	49.65 t
		認定熱回収業者への処 理委託 量	0t	0t	0 t	0t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理 委託 量	0t	0t	0 t	0t	0 t
		(これまでに実施した取組) ・再生利用業者、優良認定業者への優先的な処理委託					

(第5面)

②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性 廃棄物	強酸・ 強アルカリ	ばいじん （ 有 害 ）	汚泥 （ 有害 ）	PCB 汚染 物
	全処理委託 量	0. 008t	7.00 t	8. 00 t	0t	3. 00 t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	0. 008t	7.00 t	8. 00 t	0t	0 t
	再生利用業者への 処理委託 量	0. 008t	0t	0 t	0t	3. 00 t
	認定熱回収業者への処 理委託 量	0t	0t	0 t	0t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理 委託 量	0t	0t	0 t	0t	0 t

		(今後実施する予定の取組) ・ 再生利用業者、優良認定業者への優先的な処理委託（継続）。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。